

令和7年度 児童発達支援 指摘事項一覧

8事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘事業所数
1	人員に関する基準	定員を超過した場合に、児童指導員又は保育士を増配置していない日がありました。 定員を超過する場合は、児童指導員又は保育士を指定通所支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて障害児の数が10人までの場合は2以上、10人を超える場合は2に障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上配置してください。	都条例第139号第5条第1項第1号、 都条例施行規則第167号第3条第1項第1号、 障発0330第12号第三の1(1)①	1
2	サービスの提供の記録	サービス提供記録に関する記録の一部が確認できない事例がありました。 指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項をその都度適切に記録し、利用者の確認を得てください。	都条例第139号第25条、 障発0330第12号第三の3(10)	1
3	法定代理受領の通知	法定代理受領した障害福祉サービスに係る障害児通所給付費の額を支給決定障害者等に対し、通知していませんでした。 障害児通所給付費を法定代理受領した際は、当該支給決定障害者等に対して障害児通所給付費の額の通知をしてください。	都条例第139号第29条第1項、 障発0330第12号第三の3(14)①	1
4	児童発達支援管理責任者の責務に関すること(児童発達支援計画の作成等)	通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に児童発達支援計画を交付していない事例がありました。 児童発達支援計画を作成した際は、当該計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付してください。	都条例第139号第12条第6項、 障発0330第12号第三の3(16)②ウ	1
5	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための次の措置が適切に講じられていませんでした。以下の措置を適切に講じてください。 ●業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。	都条例第139号第14条の2第2項、 障発0330第12号第三の3(28)③④	1
6	安全計画の策定等	障害児の安全の確保を図るための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた当該事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他当該事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定すること。 ●従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施すること。 ●障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 ●定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。	都条例第139号第51条の2、 障発0330第12号第三の3(30)の2)	1
7	感染症の予防及びまん延防止	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施すること。	都条例第139号第39条第2項、 都条例施行規則第167号第8条の2第1項第1号及び第3号、 障発0330第12号第三の3(31)②	3
8	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する必要な事項を届け出てください。	児童福祉法第21条の5の26、 児童福祉法施行規則第18条の38	2

令和7年度 児童発達支援 指摘事項一覧

8事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
9	児童指導員等加配加算	児童指導員等加配加算の算定に当たり、障害児通所給付費の算定に必要とする員数が不足しているにも関わらず、当該加算を算定している日がありました。 適切な算定となるよう障害児通所給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第122号別表第1の1の注8、 障発0330第16号第二の2(1)④	1
10	専門的支援体制加算	専門的支援体制加算の算定に当たり、障害児通所給付費の算定に必要とする員数に加え、理学療法士等を1以上配置(常勤換算による配置)していないにも関わらず、当該加算を算定している日がありました。 適切な算定となるよう障害児通所給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第122号別表第1の1の注9、 障発0330第16号第二の2(1)④の2	2
11	家族支援加算	家族支援加算の算定に当たり、児童発達支援計画に当該加算について位置付けていない事例及び相談援助を行った日時、相談内容の要点に関する記録を行っていないにも関わらず、当該加算を算定している事例がありました。 適切な算定となるよう障害児通所給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第122号別表第1の2、 障発0330第16号第二の2(1)⑤	1
12	欠席時対応加算	欠席時対応加算の算定に当たり、障害児の状況並びに相談援助の内容等の記録を行っていないにも関わらず、当該加算を算定している事例がありました。 適切な算定となるよう障害児通所給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第122号別表第1の7の注、 障発0330第16号第二の2(1)⑪	1